| | | |
|---|---|---|
| | | る道路敷に挟まれるまでの水路敷、兵庫県淡路市黒谷字露口一四一五番に挟まれる水路敷、兵庫県淡路市黒谷字上一四二一番一に西接する水路敷、兵庫県淡路市黒谷字露口一四一五番に南接する水路敷、兵庫県淡路市黒谷字露口一四一六番と一四一七番に挟まれ、同字露口一四一六番一と一四一七番に挟まれるまでの水路敷、兵庫県淡路市黒谷字菖蒲ケ瀬一四二〇番一に西接する水路敷、兵庫県淡路市黒谷字菖蒲ケ瀬一四一九番一に挟まれる水路敷、兵庫県淡路市黒谷字垣内一四一一番と同字神ノ上一四一二番に挟まれ、同字経田一三九七番一と同字浅田川一四一三番一に挟まれるまでの道路敷、兵庫県淡路市黒谷字庄司田一四〇二番一と一四〇二番二に挟まれ、同字長田一三九八番と同字経田一三九七番一に挟まれるまでの道路敷、兵庫県淡路市黒谷字荒神一四〇六番一と同字鼻一四〇五番に北接する水路敷に挟まれ、同字灰屋一三三九番と同字荒神一四〇八番に挟まれるまでの道路敷、兵庫県淡路市黒谷字荒神一四〇六番一と同字五斗長一三四〇番に挟まれ、同字五斗長一四〇七番一と一三四〇番に挟まれるまでの道路敷、兵庫県淡路市黒谷字神ノ上一四一四番一と同字露口一四一五番に西接する水路敷に挟まれ、同字露口一四一八番と同字菖蒲ケ瀬一四一九番一に挟まれるまでの道路敷、兵庫県淡路市黒谷字神ノ上一四一四番一に北接する無番地を含む。 |
| 大板山たたら製鉄遺跡 | 山口県萩市大字紫福字大板 | 二五七番一のうち実測二三二九・六六平方メートル、二五七番五のうち実測四三八九・三四平方メートル、二五七番一二のうち実測一三六・〇〇平方メートル<br>山口県萩市大字紫福字大板二五七番一と同二五七番五に挟まれる道路敷を含む。<br>備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を山口県教育委員会及び萩市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。 |
| 大浦天主堂境内 | 長崎県長崎市南山手町 | 乙一番一、乙二八番、二八番二、二八番三 |
| 中頭方西海道及び普天満参詣道 | 沖縄県浦添市安波茶三丁目 | 三三一番二、七七三番一うち実測一六四・四五平方メートル |
| | 同　経塚一丁目 | 一番四、一番五、一番七、一番八、一番九、一番一〇、一番一一、一番一二、五番四、二九番三のうち実測六三・〇四平方メートル、五五番三のうち実測三四八・二六平方メートル、五五番四のうち実測五・三三平方メートル<br>沖縄県浦添市安波茶三丁目三三二に西接する河川敷と同七七三番一に挟まる道路敷、沖縄県浦添市安波茶三丁目七七三と同経塚一丁目二番二に挟まれ同安波茶三丁目七七三番一と同経塚一丁目五五番三に挟まれる河川敷のうち二九二・六五平方メートルを含む。 |
| | 同　当山一丁目 | 一五三番一、一五四のうち実測四・二三平方メートル、三四一のうち実測四二・五八平方メートル、三四二のうち実測七三・四四平方メートル |
| | 同　当山二丁目 | 四五二番一のうち実測二〇四・六七平方メートル、四五三のうち実測六五・七七平方メートル、四五四のうち実測一七四・二四平方メートル |
| | 同　当山三丁目 | 五七八、五八〇番一のうち実測七三一・二四平方メートル、五八二のうち実測三七三・六一平方メートル、五八四番一のうち実測五三・九七平方メートル<br>沖縄県浦添市当山一丁目三四一と同当山二丁目四五二番一に挟まれ同当山一丁目一四五と同当山二丁目四五四に挟まれる道路敷のうち三三二五・一九平方メートル、沖縄県浦添市当山二丁目四五三と同四五四に挟まれる道路敷のうち一一・六七平方メートル、沖縄県浦添市当山一丁目一五三番一と同当山三丁目五七八に挟まれ同当山一丁目一五三番一と同当山三丁目五八二に挟まれる道路敷のうち四六三・四二平方メートル、沖縄県浦添市当山三丁目五八〇番一と同五八二に挟まれる道路敷のうち五五・九八平方メートル、沖縄県浦添市当山一丁目一五四と同一五二番二に挟まれ沖縄県浦添市当山二丁目四五四と同当山三丁目五七八に挟まれる河川敷のうち九八・三九平方メートルを含む。 |

備考　一筆の土地、道路敷及び河川敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び浦添市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

---

## ○文部科学省告示第百四十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝及び史跡に指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十九日　文部科学大臣　平野　博文

| 名称 | 所在地 | 地域 |
|---|---|---|
| 小石川植物園（御薬園跡及び養生所跡） | 東京都文京区白山三丁目 | 一〇六番一 |

---

## ○文部科学省告示第百四十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝及び天然記念物に指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十九日　文部科学大臣　平野　博文

| 名称 | 所在地 | 地域 |
|---|---|---|
| 喜屋武海岸及び荒崎海岸 | 沖縄県糸満市字喜屋武具志川原 | 一一五六番五 |
| | 同　字喜屋武大石原 | 二〇五六番一 |
| | 同　字東里下兼本原 | 七二八番、七二九番 |
| | 同　字東里荒崎原 | 七五五番、七七七番、七七八番、七七九番、七八〇番、七八一番、七八九番<br>沖縄県糸満市字喜屋武具志川原一一五六番五に東接する道路敷、同字喜屋武大石原二〇五六番一に東接する道路敷を含む。 |